

随意契約理由書

1 工 事 名	湊町・難波地区鋼製基礎大規模更新工事
2 業 者 名	株式会社鴻池組
3 随意契約理由	本工事は、1号環状線及び15号堺線（大阪市浪速区湊町付近）に設置される鋼製基礎に対して、健全性確保、永続性確保、最新基準への適合の観点から大規模更新を行うものである。 鋼製基礎は地下街函体に直接載荷していることから、施工にあたっては地下街函体への影響を最小限にする必要があること、また交通量の多い千日前通等の交通規制を伴うことから施工ヤードや施工時間等の制約が多く、周辺交通への影響に配慮が必要であることなど、制約の多い施工条件のもとで鋼製基礎の更新を行う工事である。 この条件のもと施工方法の検討を行うにあたっては、施工者のノウハウを活用する必要があるとともに、更新工事に応じた最適な施工方法を取り入れる必要がある。 このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であり、技術提案・交渉方式を適用し事業目的達成のために最も有効な技術提案を行った株式会社鴻池組を優先交渉権者とし、当該技術提案を反映した設計を実施している。 本工事はこの設計に基づく工事を行うものであり、優先交渉権者である株式会社鴻池組が工事の実施が可能な唯一の者である。よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2項に基づき随意契約を行うものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	